（調査管理課の所掌事務）

第五百条　関東信越国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

2　東京国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課及び調査開発課並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。

［二～四　略］

3　名古屋国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。

［二・三　略］

4　大阪国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査管理課、国際調査課、事前確認審査課及び調査開発課並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。

［二～四　略］

5　［略］

関東信越国税局	調査査察部	一人						
東京国税局	調査第一部	三十六人	八人	—	三人	—	八人	
	調査第二部	—	十六人	—	—	—	—	
	調査第三部	—	十六人	—	—	—	—	
	調査第四部	—	十六人	—	—	—	—	
	査察部	—	—	—	八人	三十三人	三十一人	八十九人
金沢国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	二人		
名古屋国税局	調査部	四人	十一人	—	—	—		
	査察部	—	—	—	四人	九人		
大阪国税局	調査第一部	十三人	一人	—	—	—		
	調査第二部	—	十七人	—	—	—		
	査察部	—	—	—	四人	十六人		
広島国税局	調査査察部	一人	五人	—	三人	四人		
高松国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	三人		
福岡国税局	調査査察部	一人	五人	—	二人	四人		
熊本国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	三人		
合計		六十一人	百二十人	二人	三十一人	八十九人		

（調査管理課の所掌事務）

第五百条　関東信越国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

2　東京国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課、国際情報第一課、国際情報第二課及び調査開発課並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。

［二～四　同上］

3　名古屋国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課、国際情報課及び調査開発課並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。

［二・三　同上］

4　大阪国税局の調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際調査課、国際情報第一課、国際情報第二課及び調査開発課並びに特別国税調査官及び統括国税調査官の所掌に属する調査の方針の企画及び立案に関すること。

［二～四　同上］

5　［同上］

関東信越国税局	調査査察部	一人						
東京国税局	調査第一部	三十七人	八人	—	三人	—	八人	
	調査第二部	—	十六人	—	—	—	—	
	調査第三部	—	十六人	—	—	—	—	
	調査第四部	—	十六人	—	—	—	—	
	査察部	—	—	—	八人	三十三人	三十一人	八十九人
金沢国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	二人		
名古屋国税局	調査部	五人	十人	—	—	—		
	査察部	—	—	—	四人	九人		
大阪国税局	調査第一部	十三人	—	—	—	—		
	調査第二部	—	十九人	—	—	—		
	査察部	—	—	—	四人	十六人		
広島国税局	調査査察部	一人	五人	—	三人	四人		
高松国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	三人		
福岡国税局	調査査察部	一人	五人	—	二人	四人		
熊本国税局	調査査察部	一人	三人	—	一人	三人		
合計		六十三人	百二十人	二人	三十一人	八十九人		